

令和5年度地方独立行政法人福岡市立病院機構障がい者就労施設等からの 物品等の調達推進方針

令和5年3月27日 制定

1 趣旨

この方針は、地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「機構」という。）が、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、物品及び役務の調達等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大を図り、もって障がい者就労施設等で就労する障がい者及び在宅就業障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

2 調達目標

機構が障がい者就労施設等からの調達を推進する物品等の種類及び目標は別紙のとおりとする。ただし、別紙にない物品等についても、障がい者就労施設等からの調達可能性について検討のうえ調達に努めるものとする。

3 調達の推進方法

- (1) 機構は、予算及び事務・事業の適切な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、障がい者就労施設等からの物品等の調達を行うものとする。
- (2) 機構が前項の調達を行う場合において、受注内容に応じて複数の障がい福祉サービス事業を行う施設に受注業務を斡旋・仲介する共同受注窓口については、契約上障がい者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障がい者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、障がい者就労施設等からの物品等の調達に準ずるものとする。
- (3) 機構が物品等の調達に当たって仕様等を定める際は、調達目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとし、予定価格については、障がい者就労施設等の取引の実例価格等を考慮して適正に設定するものとする。
- (4) 発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。
- (5) 障がい者就労施設等からの調達することが可能な物品等の調達において、機構契約規程第17条第1項第3号の規定により随意契約によることができる場合は、当該物品等が複数の障がい者就労施設等からの調達できることが明らかであるときを除き、同規程第19条第1項第3項号に基づき比較見積を省略できるものとする。

4 調達方針及び実績の公表

- (1) 機構は、この方針を策定又は改正したときは、遅滞なくホームページにて公表するものとする。
- (2) 機構は、事業年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、ホームページにて公表するものとする。

(別紙)

令和5年度障がい者就労施設等からの物品等の調達目標

○ 調達目標

令和5年度においては、1900万円以上を調達するよう努める。

○ 優先的に調達する物品等

物 品	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、名刺、封筒、冊子
	②事務用品	用紙、ゴム印
	③小物雑貨	記念品、キャラクターグッズ、花苗
	④その他の物品	菓子類
役 務	①清掃・施設管理	清掃作業、除草作業
	②洗濯関係	クリーニング
	③情報処理関係	データ入力、集計、テープ起こし